

議案第15号

佐倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市印鑑条例の一部を改正する条例

佐倉市印鑑条例（昭和49年佐倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「住民票に記載」を「、本市が備える住民基本台帳に記録」に改める。

第5条第2項第1号中「住民票に記載」を「住民基本台帳に記録」に、「又は氏名」を「若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは旧氏」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、同項第2号中「同じ。」の次に「又は旧氏」を加え、同条第3項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）が」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

（3）氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏。第12条第1項第1号において同じ。）

第6条第3項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第14条第1項中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。